

V. 政府・地方自治体はなぜ必要か（続き）

B. 租税と政府・自治体の財政

1. 政府収入源（2種類）

租税

政府権力を使って国民から（一方的に）取り立てる

公債発行

国債・地方債を発行して国民から資金を借りる

2. 日本の租税

a. 国税

日本国政府の収入になる

(1) (個人) 所得税

個人の収入にかかる

累進課税

高所得の者ほど税率が高い

しかし 1980 年代以降、累進度が低下

所得の不平等を増大させている

(2) 法人（所得）税

法人企業の所得（利益）にかかる

(3) 消費税

消費財・サービスの購入時にかかる

生活必需品等も含め広く課税

所得の高低にかかわらず一律に課税

実質上の「逆進税」

低所得の者ほど税率が高い

社会福祉（国民年金）目的の増税を計画中（2008 年現在）

(4) その他

例： 相続税

酒税、たばこ税

揮発油（ガソリン）税

——2008 年度現在は道路「目的税」、2009 年度から「普通税」

関税： 輸入品にかかる

b. 都道府県税

(1) 府民税（県民税）

個人の所得にかかる

(2) 事業税

法人・企業の収入にかかる

(3) その他

c. 市町村税

(1) 市民税

個人の所得にかかる

(2) 固定資産税

個人・企業の所有する土地・建物などの不動産にかかる

大きな工場等を持つ自治体の収入が多くなる

(3) その他

3. 租税の目的と効果、納税と徴税

a. 目的

政府・自治体の仕事に必要な経費にあてる

b. 効果（副次目的）

(1) 所得再配分

高所得者 → 低所得者

所得格差を縮小

(2) 経済全体の景気を調節

好景気時： 税率を上げて経済活動を抑制する

不景気時： 税率を下げて経済活発化をはかる

c. 納税義務

(1) 源泉徴収

給与所得から企業など雇用主が概算額を差し引く
年末に差額を調節する

(2) 申告納税

自身で所得額等を税務署に申告して納税
——申告漏れ、脱税が起きやすい

d. 租税の徴収

国税庁、各地域の税務署

強制徴収権

納税を拒否できない

脱税の場合の罰則——重加算税など

査察権

個人・企業の収入等を調べる権限がある

4. 政府・地方自治体の財政

a. 財政関係の手続

財政年度： 4月～翌年3月

首相（財務省）・自治体首長が予算を作成

国会・地方議会で審議・承認

予算の支出

政府・自治体の諸活動に使用する

決算

年度終了後の整理・集計

国会・地方議会で審議の上で承認

b. 財政「規律」

公務員にとって、予算は多いほどよい

権限・仕事が増える

補助金支出、天下り等の便宜供与

支出が増加し、財政赤字が発生しやすい

赤字財政、公債発行

予算を縮小することは、きわめて困難な仕事

例：大阪府（2008年）橋下知事による縮減努力

赤字の累積（国債残高の上昇）

日本は先進国中で最悪の状態

「財政再建」の必要

『教科書』 p.85

c. 財政収支（2007年度 政府一般会計）

(1) 歳入

租税等収入	53.4	(64.4%)
公債金（収入）	25.4	(30.6%)
その他	4.1	(4.9%)
計	82.9（兆円）	

(2) 歳出

一般歳出	47.0	(56.7%)
地方交付税等	14.9	(18.0%)
国債費	21.0	(25.3%)
計	82.9（兆円）	

(注) 一般歳出：

政府活動のための人件費、物件費、サービス購入費など

地方交付税等：

地方自治体への移転分

結果的に、地方自治体に代わって政府が租税を徴収し、これを地方に

再配分していることになる

地方自治間格差を是正

中央集権になっている（→地方分権の必要）

『教科書』 p.89

国債費：

既発行分の償還・利子支払

(3) プライマリ・バランス（基礎的財政収支）について：

(租税等収入) - (一般歳出等)

= (国債費) - (公債金)

(a) 黒字（プラス）の場合

公債による借入を返済中

公債残高は減少

(b) 均衡（きんこう）（ゼロ）の場合

借入と返済・利子支払がバランス

公債残高は変化せず

(c) 赤字（マイナス）の場合

公債の返済・利子支払より借入が多い

公債残高は増大中

現在の日本の状態

(2007年度：マイナス 4.4 兆円 (= 21.0 - 25.4))

(4) 一般会計歳出予算内訳（2007年度政府）

支出項目	金額	%
社会保障関係費	211,409	25.5
うち医療費	84,285	10.2
文教及び科学振興費	52,743	6.4
防衛関係費	48,016	5.8
公共事業関係費	69,473	8.4
うち道路整備事業費	15,475	1.9
その他	91,262	11.0
一般歳出合計	469,784	56.7
地方交付税交付金	146,196	17.6
国債費	209,988	25.3
一般会計歳出合計	829,088	100.0

(注) 社会保障関係費：

年金、医療、福祉（介護、生活保護等）

現在増加中（高齢化社会）

文教及び科学振興費：

小中学校教科書、私学助成

公立学校運営費は地方自治体支弁

科学振興費： 研究開発など

防衛関係費：

自衛隊予算

公共事業関係費：

バブル後に増大（10%以上）

最近数年間に減少

『教科書』 p.83

⇒ 詳しくは社会保障論を学ぶ

d. 政府と地方自治体の財政関係

(1) 補助金・交付金

政府が租税等を集め、これを地方自治体に配分している

当初は地域間バランスを保つ目的

高所得地域から低所得地域へ所得移転

(2) 実体

政府が自治体を「支配」するようになった

地方自治に干渉

例： 市内のどこに道路を作るか

学校と道路のどちらに予算を回すか

自治体は政府方針に反対できない

補助金を失うのが怖いから

(3) 改革の試み——最近数年間の地方分権推進

国税を減らし、地方税を増やす

交付金・補助金を減らし、地方税収入を使う

国家公務員を地方公務員にする

政府各省庁は強く反対

自分たちの権限、予算、人員（定員）が失われる

改革はごくゆっくり進行中（停滞中？）

⇒ 詳しくは財政学、地方財政学、租税論を学ぶ

C. 政府・地方自治体はどんな仕事をしているのか

1. 政府・地方自治体でなければならない仕事

立法、司法、外交、税務

財政、金融（貨幣供給）

軍事、警察、防犯など安全維持

金融等経済面の安全維持

防災、防疫等生活・健康上の安全・安定性維持

経済全体（マクロ経済）の安定（景気、物価）

経済不公平の是正（所得再配分）

国土・資源エネルギーなどの管理・供給

社会福祉（弱者の保護、援助——障害者援助、生活保護など）

環境維持

2. 民間でも可能だが現在の日本で政府・自治体がおこなっている仕事

——民間が担当しているが政府が強く規制・監督している仕事を含む

金融（資金供給）

教育（公教育と私学が併存）

研究開発

運輸・交通、通信・放送、郵便

医療、介護

3. 政府規制の内容

a. 社会的規制

国民の生命・財産・健康を守るために政府がさまざまな規制をかける

例： 薬事規制：

勝手に薬を生産・販売してはならない

すべて許可制

食品安全規制：

販売食品は安全基準に合致しなければならない

飲食店規制：

調理場衛生検査に合格しなければならない

自動車運転免許：

安全な運転技能が必要

車検（自動車検査）：

他に危害を与えない自動車であることを要求

その他多数

b. 経済的規制

経済を「安定的に発展」させるための規制

例： タクシー規制：

タクシー業への参入規制

タクシー料金規制（ダンピング、割引禁止）

農作物規制（援助）：

米の輸入制限（禁止に近い）

医療規制：

医者の数を制限（医学部定員制限）

→ 現在の医者不足の原因

その他多数

⇒ 詳しくは農業経済論、工業経済論、情報経済論を学ぶ

4. 経済政策の実施

経済政策とは――

社会全体の生産活動

国民すべての生活の経済基盤

原則は自由な市場経済

何をどのように生産するかは企業自身で決める

しかし自由な市場経済だけではうまくゆかない点がある

例： 商品の偽装・偽造

経済全体の景気の変動

不況・失業

独占企業による支配

高価格、不十分なサービス

政府が経済政策によって市場経済の欠点を補う

5. 政府規制・経済政策の問題点

a. 過剰な規制・干与が生じやすい

規制・政策がどこまで必要か分からない

公務員の権限・予算拡大の理由になりやすい

b. 政府・自治体関連団体の増大

形式上は民間団体

実質的には政府・自治体から予算・特権を貰って仕事をする

例： 高速道路脇のサービスセンター

政府・自治体の仕事の下請け

書類作り、調査など

c. 民営化・規制改革の動き

政府機関を「民営化」する

例： 郵政民営化（2003年～、現在進行中）

不必要な規制、関連団体の廃止の努力

各省庁からの抵抗が強い

『教科書』 p.115, p.127

⇒ 詳しくは経済政策論、公共経済学を学ぶ